

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
17	神戸市 児童扶養手当に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

神戸市は、児童扶養手当に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

神戸市長

公表日

令和4年12月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童扶養手当の支給
②事務の概要	<p>1. 本人確認事務 (1)受給者の個人番号確認と身元(実存)確認 ・児童扶養手当の申請を受け付ける際に、個人番号を記入してもらうことで、個人番号確認や身元(実存)確認の事務を行う。</p> <p>(2)児童の個人番号確認と身元(実存)確認 ・児童扶養手当の申請を受け付ける際に、受給者の児童であるか、個人番号を記入してもらうことで、個人番号確認や身元(実存)確認の事務を行う。</p> <p>2. 世帯所得確認事務 (1)所得制限限度額の確認 ・児童扶養手当の月額支給額は受給者及びその世帯の所得額によって決まるため、世帯全員の所得額を確認するために、個人番号を利用した事務を行う。</p> <p>3. 世帯構成確認事務 ・児童扶養手当の支給要件を確認するため、市外に住民登録がある申請者、受給者及び対象児童が属する世帯構成を確認するために、個人番号を利用した事務を行う。</p> <p>4. 公的年金等受給額確認事務 ・受給者及び対象児童が受給する公的年金等受給額によって差額支給額が決定されるため、受給者及び対象児童が受給する公的年金等受給額、対象児童が公的年金等の加算の対象となっている配偶者等の公的年金受給額を確認するために、個人番号を利用した事務を行う。</p>
③システムの名称	福祉情報システム
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)児童扶養手当台帳ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」)(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項 別表第一(第56項)、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第9条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報提供の根拠) 番号法第19条第8号 別表第二(第13、16、26、30、47、64、65、87、116項) (情報照会の根拠) 番号法第19条第8号 別表第二(第57項)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	こども家庭局 家庭支援課
②所属長の役職名	家庭支援調整担当課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	神戸市市長室広報戦略部市民情報サービス課 神戸市中央区加納町6丁目5-1(市役所本庁舎1号館18階) 電話番号:078-322-5175
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	

連絡先

部署名: 神戸市こども家庭局家庭支援課
住所: 神戸市中央区加納町6丁目5-1(市役所本庁舎1号館7階)
電話番号: 078-322-5214

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[10万人以上30万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人以上]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び全項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input checked="" type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年9月25日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	1. 本人確認事務 (1)受給者の個人番号確認と身元(実存)確認 ・児童扶養手当の申請を受け付ける際に、個人番号を記入してもらうことで、個人番号確認や身元(実存)確認の事務を行う。 (2)児童の個人番号確認と身元(実存)確認 ・児童扶養手当の申請を受け付ける際に、受給者の児童であるか、個人番号を記入してもらうことで、個人番号確認や身元(実存)確認の事務を行う。 2. 世帯所得確認事務 (1)所得制限限度額の確認 ・児童扶養手当の月額支給額は受給者及びその世帯の所得額によって決まるため、世帯全員の所得額を確認するために、個人番号を利用した事務を行う。	1. 本人確認事務 (1)受給者の個人番号確認と身元(実存)確認 ・児童扶養手当の申請を受け付ける際に、個人番号を記入してもらうことで、個人番号確認や身元(実存)確認の事務を行う。 (2)児童の個人番号確認と身元(実存)確認 ・児童扶養手当の申請を受け付ける際に、受給者の児童であるか、個人番号を記入してもらうことで、個人番号確認や身元(実存)確認の事務を行う。 2. 世帯所得確認事務 (1)所得制限限度額の確認 ・児童扶養手当の月額支給額は受給者及びその世帯の所得額によって決まるため、世帯全員の所得額を確認するために、個人番号を利用した事務を行う。 3. 世帯構成確認事務 ・児童扶養手当の支給要件を確認するため、市外に住居登録がある申請者、受給者及び対象児童が属する世帯構成を確認するために、個人番号を利用した事務を行う。 4. 公的年金等受給額確認事務 ・受給者及び対象児童が受給する公的年金等受給額によって差額支給額が決定されるため、受給者及び対象児童が受給する公的年金等受給額、対象児童が公的年金等の加算の対象となっている配偶者等の公的年金受給額を確認するために、個人番号を利用した事務を行う。	事後	「世帯構成確認業務」「年金業務」における情報連携の運用開始によるため。
令和2年9月25日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①担当部署	こども家庭局 こども育成部 家庭支援課	こども家庭局家庭支援課	事後	組織改正等に伴う部署名変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため。
令和2年9月25日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	神戸市市民参画推進局 市民情報サービス課 神戸市中央区加納町6丁目5-1(市役所本庁舎2号館2階) 電話番号:078-322-5175	神戸市長室広報戦略部市民情報サービス課 神戸市中央区加納町6丁目5-1(市役所本庁舎1号館18階) 電話番号:078-322-5175	事後	組織改正等に伴う部署名変更等であり事前の提出・公表が義務付けられないため。
令和2年9月25日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ 連絡先	部署名:神戸市こども家庭局こども育成部家庭支援課 住所:神戸市中央区加納町6丁目5-1(市役所本庁舎1号館3階) 電話番号:078-322-5214	部署名:神戸市こども家庭局家庭支援課 住所:神戸市中央区加納町6丁目5-1(市役所本庁舎1号館7階) 電話番号:078-322-5214	事後	組織改正等に伴う部署名変更等であり事前の提出・公表が義務付けられないため。
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	令和3年9月1日施行の番号法改正に伴う号ズレであり事前の提出・公表が義務付けられないため。
令和4年12月27日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」)(平成25年5月31日法律第27号) ・第9条第1項 別表第一の37の項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」)(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項 別表第一(第56項)、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第9条	事前	公金受取口座の活用に伴う重要な変更